

矢場貞満の墓
性心院殿自安玄體居士

2007

増林の歴史を考える

其のVI

越谷市増林2-494

山本泰秀

旗本矢場貞満の墓

山本 泰秀

矢場貞満は、矢場城主の甥に当り、透閑山に葬られた人物である。透閑山とは勝林寺から北西へ二〇〇メートル離れた場所にあった。昭和二十三年頃農地解放以前には、面積五畝位で周囲の地形より一メートル程小高く杉の大木五く六本、二十五センチメートルの小木十七・八本が生え、うっそうとした木立の中央に石塔があった。

法華経及び般若理趣経供養塔

所在地 増林・勝林寺の北西二百米先畑の中
石塔型式 笠付角型（南西向き・高さは中）
年 号 享保十四年（一七二九）

〔左側面〕

皇風永扇帝道遐昌佛日增輝法輪常転
国家安寧風調風順五穀豊登万民康楽

〔正面〕

舌頭撃出妙蓮華八軸梵経遠齒牙
大乘妙典一千部読誦供養塔

大地群生得成佛無端俱駕白牛車

〔右側面〕

享保十四己酉年十月十五日

青山祖養造立焉

〔裏面〕

元文五庚申年十月十四日

大乘般若理趣分一千巻読誦供養塔

智慧清浄海理密義幽深

※「大乘妙典」とは法華経のこと。

「般若理趣分」とは般若經典の一つで、「理趣経」ともいう。密教化した般若經典である。

※右側面に刻まれた文字の中に、「青山」の名前が出てくる。この石塔を造立したのは、勝林寺の檀家である青山祖養である。彼は、中組の源六の伯父にあたり、享保十四年（一七二九）に大乘妙典読誦供養のためこの石塔を造立した。その後、さらに元文五年（一七四〇）にも裏面に般若理趣分の読誦供養を刻んでいる。彼は、宝暦十一年（一七六一）十二月十一日に亡くなっている。



矢場貞満の子源六が出家し、僧侶となり青山と名乗る。青山(せいざん)とは墓場のこと、十一世紀蘇東波の詩人蘇東波は政權抗争に敗れて、捕えられ、獄中で「是の處青山骨を埋めるべし」と詠みました。世の中に至る所骨を埋める場所がある。この牢獄が私の墓場となつてしまつたという意味です。

蘇東波の言う青山とは墓場のことなのです。僧侶源六はここから青山を引用したと考えられる。

透関という名称は関門を透過し、供養し過去を払い、除は解脱の境地に達したことからつけられたと考えられる。

ここに葬られた人

物は矢場貞満であるという。貞満は寛政重修諸家譜巻第七十七によると「慶安四年(一六五一)九月二十九日、常憲院殿(五代將軍綱吉)に附屬せられ、神田の館に候し、のち落度の事ありて蟄居せしめられ、家た(絶)ゆ」と書かれている。また、勝林寺の過去帳によると「天和二年(一六八二)戌十月、性心院殿自安玄體居士、中・矢場一函」とある。中組の矢場家(家紋は五三の桐)の家系が絶えたことを示しているという。

須賀家(二八二四)にある石塔について

この石塔は、かつて透関山に隣接するところに造立されていた。戦後精次郎氏によって現在地に移築された。

釈迦十六善神塔

日高十百十

南西路傍

所在地 増林・須賀家(増林二八二四)南西路傍

石塔型式 丸彫り像付き角型(南東向き・高さは中)

年号 延享二年(一七四五)

〔左側面〕

阿你嚕神王婆

提頭頼陀神王

印陀嚕神王

娑你嚕神王

阿彌陀佛

「幻住二十伝」とは、「幻住」は「仮の住まい」、「二十伝」は「先祖

祖から代々受け継がれて二十代目」という意味であろうとのこと。そして、この石仏を造立した青山祖養(透関山参照)は、初代先祖(源家と推定される)から数えること二十代にあたり、透関山に葬られたと推定される矢場貞満は、青山祖養の先祖代々の一人であるという。

〔正面〕

〔正面台石〕

法誦菩薩

文珠師利菩薩 (師)

(釈迦如来像)

玄奘三蔵法□

真蛇對王

普賢菩薩

常啼菩薩

〔右側面〕

〔右側面台石〕

技折嚕神王跋□徒神王

毘迦嚕神王迦毘嚕神王

俱鞞嚕神王麻徠嚕神王

真陀嚕神王□美嚕神王

〔裏面〕

〔裏面台石〕

延享二五年二月吉祥日

幻住二十傳青山祖養造立焉



この石仏の正面は、釈迦如来、文珠菩薩、普賢菩薩の釈迦三尊をあらわしている。その元には、玄奘三蔵法師と真蛇對王(深沙「じんしゃ」大将)、それに法誦菩薩と常啼菩薩の文字も刻まれている。

この石仏の台石の左右側面に刻まれた十六人の神王は、釈迦を囲む武人である十六善神「ぜんじん」である。神王とは、仏教やその行者を守護する神で、多くは甲冑を身につけ怖い顔付きをしているという。十六の神王の中には薬師十二神将(薬師如来の家来である十二人の神王)の名前に由来すると思われるものがいくつも見られる。

〔左側面〕

阿你嚕神王(頽你羅大将)

婆□嚕神王(波夷羅大将?)

提頭頼陀神王

鈍徒毘神王

印陀嚕神王(因達羅大将)

咩嚕嚕神王(迷企羅大将?)

娑你嚕神王

禁毘嚕神王

〔右側面〕

技折嚕神王(伐折羅大将)

跋□徒神王

毘迦嚕神王(毘羯羅大将)

迦毘嚕神王

俱鞞嚕神王(宮毘羅大将)

麻徠嚕神王

真陀嚕神王(真達羅大将)

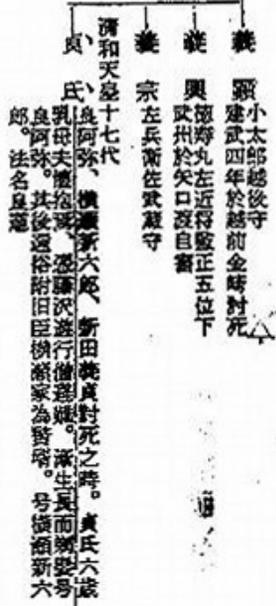
□美嚕神王

〔由良系図〕（続群書類従）

寛政重修諸家譜卷第七十七

源姓 家紋 桐

真 新田太郎越後守播磨守左近衛中将正五位下
昇殿左衛門住治部大輔右兵衛督



真 治 新六郎信濃守
生于上野新田金山城法名良青

真 新六郎信濃守
生于河内前。法名良朝

真 新六郎信濃守
生于河内前。法名宗悦

真 新六郎信濃守
生于河内前。法名宗忠

真 新六郎信濃守
生于河内前。法名宗悦

真 新六郎信濃守
生于河内前。法名宗忠

真 經 新六郎信濃守
武州須賀合時討死。法名宗功

真 新六郎信濃守
生于河内前。父國經討死。從二方松院殿。御出有之

始改由良新六郎。光部院義隆公。御寄於成業。改。機重。由良刑部大輔。其後。信濃守。越後守。佐竹。重出。生于羽生。黒川。沼田。等。地。与。氏。政。相。戦。時。成。業。能。守。城。故。贈。虎。等。全。軍。而。還。成。業。追。討。討。捕。三。百。余。人。氏。政。等。其。軍。功。賜。以。五。通。又。奉。使。傳。奉。還。一。時。成。業。父。子。有。軍。功。光。部。院。義。隆。為。三。好。被。賜。時。義。昭。賜。被。寄。於。成。業。告。可。抽。軍。忠。之。由。法。名。宗。得。

真 成 繁 長男由良新六郎信濃守法名良太
天正二年四月五日輝元出張于桐生金山時。國繁堅守居城防賊。故輝元全軍敗退。氏政。感。其。功。於。國。繁。小。田。原。放。落。以。後。号。吉。屋。常。陸。半。久。變。朱。印。於。國。繁。母。庭。守。居。城。故。也。其。後。奉。仕。東。照。大。權。現。合。德。院。殿。

真 隆 矢湯雄左衛門尉
新田天揚城主

真 但馬守
入于足利長尾修理亮宗。為督補

真 田良新六郎從五位下任出羽守後改。信濃守
因家康公命。奉仕秀忠大阪陣時。土井大炊頭陣中。大阪再亂時。五月七日自力戰而得。首級。家人松平庄左衛門尉。首一級。田村五郎右衛門被。深疵。大谷五郎兵衛。大谷國經討死

真 新六郎
生于武州江戸

真 新六郎
生于武州江戸

真 新六郎
生于武州江戸

真 新六郎
生于武州江戸

慶安四年九月二十九日常陸院殿に附屬せられ、神田の館に候し、のち越後の事ありて越後せしめられ、家たゆ。

矢場氏菩提寺 惠林寺 太田市矢場

矢場氏は矢場の地に金山城の支城矢場城を構え、戦国時代に活躍した一族で始祖は矢場総左衛門國隆で金山城主新田家純の重臣横瀬（後の由良氏）国繁の弟である。

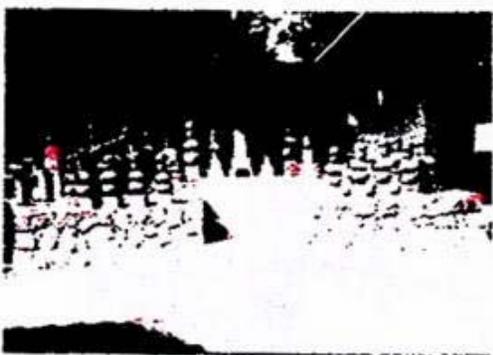
寺伝によれば曹洞宗惠林寺はこの國隆（永正十五年（一五一八）没）の開基とされ、その子矢場城主大炊助植繁は父母の菩提のため法名にちなみ笑岩山惠林寺を建立。開山は植繁の二男大年宗彭禅師と伝えられる古刹である。

寺内には矢場一族の墓が建立しているが、その一つが矢場繁和の墓といわれる五輪塔がある。その銘文為大椿宗寿禅定門靈位 敬白 永禄五年（一五六二）壬戌□月八日 は現在判読が困難であるが、これらに代表される一連の墓石群は名族矢場氏を研究する上で不可欠のものと思われる。

戒名

笑岩性忻居士

永正十五年三月廿九日



桐生市由良信濃守源成繁公
家来二名の矢場姓が有り
矢場主計、矢場内匠之助

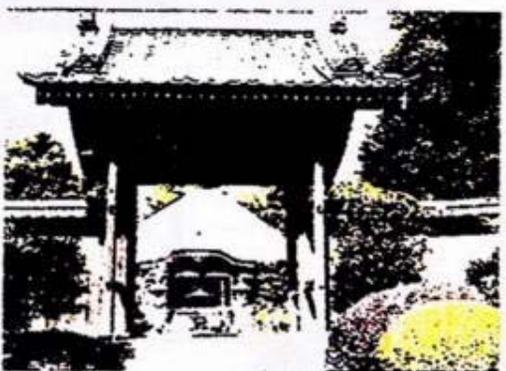
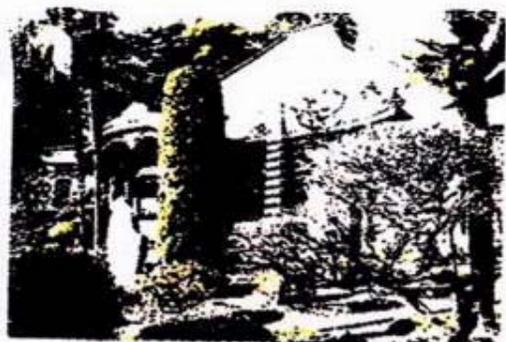
現在、群馬県内電話帳掲載矢場姓は、一名もあらず。
矢場は当増林の地にて姓（苗字）を絶ったということになるのではないか。

新田氏菩提寺 金龍寺 龍ヶ崎市若柴町

『太田山と号し、曹洞宗。本尊は釈迦如来。応永年間（一三九四〜一四二八）に新田貞氏が祖父義貞の廟所として上州太田の金山（かなやま）（現群馬県太田市）に創建。天正一八年（一五九〇）新田氏の一族由良国繁が牛久城（うしく）（現稲敷郡牛久町）に移った時にともに移転、のち新地村（しんち）（現牛久町）に移るが、寛文六年（一六六六）に現在地に移る。天保四年（一八三三）若柴宿（わかしば）の大火で類焼し、安政五年（一八五八）再建。

また本堂裏には新田義貞以下累代の墓が並んでいる。

寺宝の絹本著色の十六羅漢像（重文）は鎌倉時代末期の作と思われる。これには道元自筆とされる「羅漢供養記」が添えられており、道元が宋より請来したものである。』



新田義貞（？〜一三三八） 南北朝時代の武将

新田氏の嫡流の朝氏の子。元弘の変には幕府軍の将として千早城を攻めたが途中で本領の上野国新田庄に帰って挙兵し、鎌倉を攻略し北条氏を滅した。

建武中興政府に重用され越後守および上野播磨介に任ぜられ、さらに左近衛中将となり、武者所頭人の地位についた。しかし、足利尊氏としたりに対立、一三三五年尊氏が反した時これを攻めてかえって竹之下に敗れた。翌一三三六年、九州から上京する尊氏を摂津湊川に防いで敗れ、皇太子恒良親王を擁して北陸に下り金崎城によったが、一三三七年落城、翌三八年越前藤島で戦士。（平凡社 国民百科事典）

中組に埋葬された矢場貞満はいかなる経路をたどった人物なのか？寛政重修諸家譜巻第七七によると、「慶安四年（一六五二）九月二十九日、常憲院殿（五大將軍綱吉）に附属せられ、神田の館に候し、のち落度の事ありて蟄居せしめられ、家た（絶）ゆ」と書かれている。徳川実記慶安四年九月二十九日、この日長松（兄綱重）、徳松（弟綱吉）御両方へ付らせらるる者七十四人。その外諸番子弟百五十人召出されて両邸つけ給う。

勝林寺の過去帳によると「天和二年（一六八二）戊十月 性心院殿 自安玄體居士中 矢場一函」とある。中組の矢場家（家紋は五三の桐）の家系が途絶えたことを示しているという。徳川禁令考によれば百姓には院号、大姉号などを用いることは由緒あるもの以外禁じられ、江戸時代の主な藩主は院殿大居士、旗本一万石未満は院殿居士が使われた。このことからして矢場は旗本だったことが分る。

星野龍雄の透閑山伝説によると、勝林寺に落武者が訪れたので寺では農夫の格好に着替えさせ、鎧や武器の全てを透閑山に埋没させた、という。矢場氏は自害。その墳墓との伝説である。

五代將軍綱吉による天和の政治の特色は、いわゆる賞罰厳明にある。綱吉は越後騒動を親裁して、越後廿五万石を取潰し、世間の耳目を驚かせたのをはじめとし、大名改易、減封処分すること四十六家、旗本百余家に達す。その他閉門、遍塞役儀罷免等を加えれば、幕臣の処罰は実におびただしい数にのぼる。

研究紀要によると『表は、幕臣団に対する処罰理由と処罰内容との関連をみたものである。同表によると、綱吉政権期に処罰された幕臣は、判明しただけでも一二九七名に及んでいる。まず処罰理由をみると、「勤務不良」による被処罰者（以下、処罰者と略す）が最も多く四〇八名（三二％）を占め、次いで「故ありて」の三二五名（二四％）、「上司引責」・「連坐」・「縁坐」などのある事件・人物に関連して処罰された者一八三名（一四％）、「行跡・素行不良」の五九名（四・五％）の順である。このように「勤務不良」により処罰された者が最も多く、「故ありて」・「贓罪・年貢滞納」・「行跡・素行不良」・「不正」などの理由により処罰された者とを合わせると、全処罰者の六五％に及んでいることは、綱吉政権の処罰の主眼が封建官僚機構の整備にあったことを物語るものである。

また、処罰内容をみると、改易・減祿処分された者が四二二名に達し、

全処罰者の三分の一を占めている。しかもその内、「勤務不良」によって改易・減禄処分された者が最も多く八九名(二二%)にのぼっていることは、「上司引責」・「連坐」・「縁坐」によって処罰された者の多さとおいまして、綱吉政権の綱紀肅正の厳しさを示すものであろう。』

表は、幕臣団に対する処罰理由と処罰内容との関連をみたものである。同表によると、綱吉政権期に処罰された幕臣は、判明しただけでも一二九七名に及んでいる。まず処罰理由をみると、「勤務不良」による被処罰者(以下、処罰者と略す)が最も多く四〇八名(三二%)を占め、次いで「故ありて」の三一五名(二四%)、「上司引責」・「連坐」・「縁坐」などのようにある事件・人物に関連して処罰された者一八三名(一四%)、「行跡・素行不良」の五九名(四・五%)の順である。このように「勤務不良」により処罰された者が最も多く、「故ありて」・「贓罪・年貢滞納」・「行跡・素行不良」・「不正」などの理由により処罰された者とを合わせると、全処罰者の六五%に及んでいることは、綱吉政権の処罰の主眼が封建官僚機構の整備にあったことを物語るものである。

第1表 処罰理由・処罰内容関連表

理 由	不 明	其 他	免 職 (失 心)・自 殺	杖 坐	連 坐	上 司 引 責	采 地 悪 政	不 正 義	不 敬 不 孝	虚 偽 の 建 白・申 告	不 正	總 令 違 反・命 令 違 背		殺 人・刃 傷・争 闘	行 跡・素 行 不 良	故 ありて	贓 罪・年 貢 滞 納	勤 務 不 良	
												命 令 違 反	命 令 違 背						
斬 首	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
斬 首	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
流 刑	12	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
預 戒	6	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
改 道	10	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
追 放	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
食 禄 取 削	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
食 禄 取 削	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小 計	18	22	52	21	4	2	5	12	8	5	8	28	33	27	50	18	28	89	422
監 禁	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
閉 門	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
出 仕 停 止	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
出 仕 停 止	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小 普 請 貶 職	10	3	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
免 職	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
左 遷	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
其 他	30	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
總 計	61	35	56	72	74	37	6	14	23	5	5	34	42	28	59	315	28	408	1297

註「徳川実紀」・「寛政重訂諸家譜」により作成。
 1. 「勤務不良」には、「奉職無状」・「勤仕疎略」・「其務不称」・「治政怠惰」などのほか「職務に関する過失・不興」によって処罰された者を含み、「不敬・不孝」には、「不仁」・「失儀」・「服職を犯す」によって処罰された者を含む。なお、「博奕」は「行跡・素行不良」に、「宗廟糾合違反」は「都令違反・命令違背」に含めた。
 2. 食禄は采地又は歳米を示す。なお、食禄削減25名中には小普請入4名と左遷2名、閉門120名中には小普請入・免職33名、監禁89名中には小普請入・免職53名、出仕停止213名中には小普請入・免職157名、拜退停止69名中には小普請入・免職23名と左遷1名を含む。

五代將軍徳川綱吉政權期間、初期から二十九年間処罰者一二九七名、その処罰理由「故ありて蟄居」を命じられたただ一人の人物矢場貞満だけである。新田系図が龍ヶ崎の曹洞宗金童寺に葬られ、矢場系図が太田の恵林寺に葬られている関係上、同じ曹洞宗の勝林寺に落ちのび先として選んだものと思われる。述達也の天和の治はこのころのことを正に記したものである。

参考文献

寛政重修諸家譜

吉川弘文館

桐生市史 上巻

史学雑誌第六九編十一号

東大文学部内

徳川林政史研究所研究紀要

昭和五十三年度

禅学大辞典

榊大修館書店

日本名刹大事典

雄山閣出版

旧増林村の石仏めぐり

加藤幸一